

知床国立公園の公園計画の変更及び生態系維持回復事業計画の策定の概要

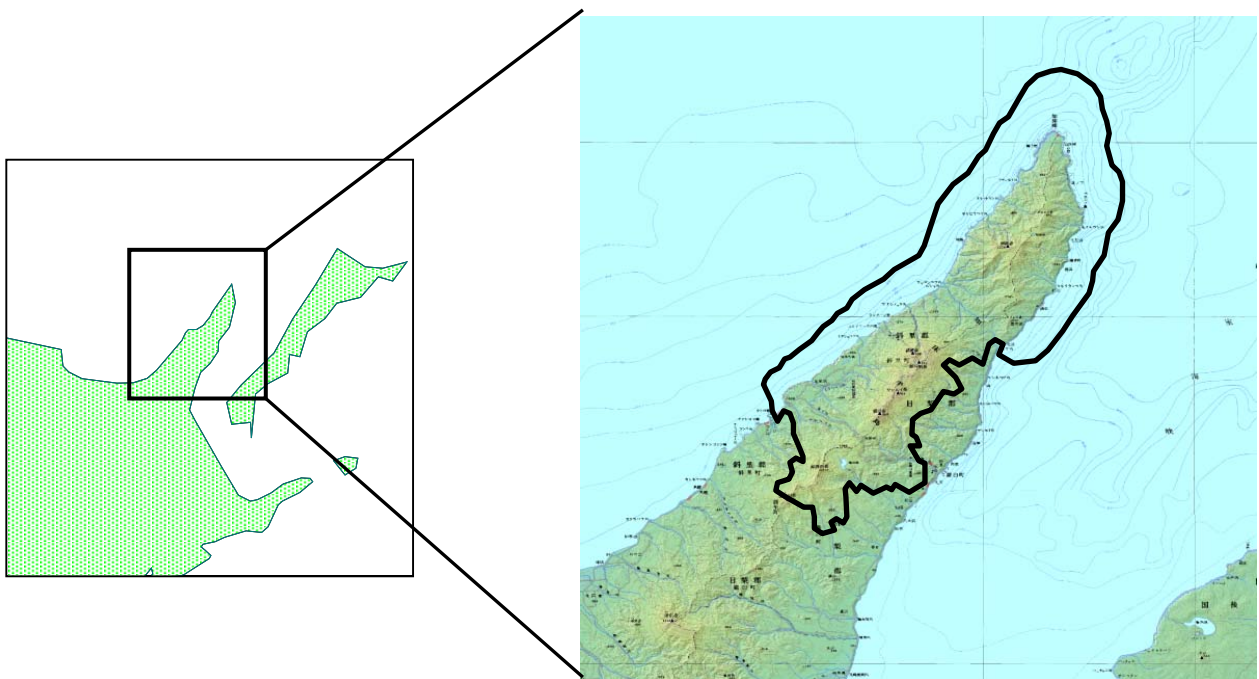
1 経緯

知床国立公園は、北海道の東北端の知床半島北半分が公園区域になっており、昭和 39 年 6 月 1 日に指定された。本公園は原始性の高い優れた自然景観を有し、海陸の希少生物が多数生育している。

公園計画については、昭和 59 年に全般的な見直し（再検討）、平成 7 年に第 1 次点検が行われている。また、平成 17 年には、海洋の生物多様性の観点から、水深 200m 以浅の海域を公園区域に編入している。

今回は、近年課題になっている利用者とヒグマの軋轢やエゾシカが高密度に生息していることによる生態系への影響等に対応し、本公園の適正な保護及び利用を図るため、公園計画の変更（一部変更）を行うものである。

あわせて、公園計画に基づき生態系維持回復事業計画を策定する。



2 公園区域及び公園計画の変更

(1) 利用調整地区の追加

- ・本公園を代表する利用拠点である知床五湖において、一定の利用ルールの下で適正な公園利用を行い、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに持続的な利用を図るために、利用調整地区を追加する。

北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部 56.4ha

(2) 生態系維持回復事業の追加

- ・エゾシカの高密度状態による生態系への過度の影響を軽減するため、モニタリング調査を実施するとともに、防御的手法（シカ侵入防止柵の設置等）、個体数調整（銃猟や囲い罠等）等の対策を講じる。また、これらの対策の効果を検証するため、事後のモニタリングを実施し、順応的管理を実施する。

3 生態系維持回復事業計画の策定

①生態系維持回復事業計画の名称

知床国立公園 知床生態系維持回復事業計画

②生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

③生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 22 年から平成 27 年までの約 5 年間

④生態系維持回復事業の目標

省略

⑤生態系維持回復事業を行う区域

知床国立公園全域

⑥生態系維持回復事業の内容

省略

⑦生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

省略

※詳細は、知床生態系維持回復事業計画（案）を参照